

第3次

飯塚市 教育施策の大綱

2023年(令和5年)2月策定

目次

1 大綱策定の趣旨	1
2 大綱の位置づけ	2
3 大綱の対象期間	3
4 「第2次飯塚市教育施策の大綱」策定以降の教育に関する国の方向性 ..	4
1 第4期教育振興基本計画 文部科学省	4
2 学習指導要領（2017年(平成29年)3月公示）文部科学省.....	5
5 「第2次飯塚市教育施策の大綱」主な成果と課題の整理	6
6 第3次飯塚市教育施策の大綱 策定の考え方「基本理念」「基本目標」 ..	8
7 基本施策	12
1 かしこく やさしく たくましい 子どもの育成.....	12
1-1 確かな学力の育成.....	12
1-2 豊かな心の育成.....	12
1-3 健やかな体の育成.....	12
1-4 小中一貫教育の充実	12
1-5 学校指導体制の整備	13
1-6 幼児教育の充実.....	13
1-7 特別なニーズに対応した教育の推進.....	13
1-8 学びのセーフティネットの構築	13
1-9 青少年の健全育成.....	13
1-10 安全・安心な教育環境の整備.....	14
2 いつでも どこでも だれでも 学べる環境づくり.....	14
2-1 現代的・社会的な課題に対応した生涯学習等の推進.....	14
2-2 学社連携の推進.....	14
2-3 生涯スポーツの推進	15
3 個性豊かな 新しい文化の創造	15
3-1 文化の振興・文化財の保護	15
4 次代の飯塚市を担う ひとづくり.....	15
4-1 自分らしい生き方を求め実現していく教育の推進	15
4-2 グローバルに活躍する人材の育成.....	15
4-3 イノベーションを牽引する人材の育成.....	15

1 大綱策定の趣旨

2014年(平成26年)6月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴い、2015年度(平成27年度)から各地方公共団体の長には、その地域の実状に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標(めざす姿)や施策の根本となる方針を明らかにするための「教育に関する大綱」(以下、「大綱」という。)の策定が求められていることから、本市では2016年(平成28年)3月に「飯塚市教育施策の大綱」を策定しました。

その後、市の最上位計画である「第2次飯塚市総合計画」(2017年度(平成29年度)～2026年度(令和8年度))に基づき、また、国の「第3期教育振興基本計画」(2018年度(平成30年度)～2022年度(令和4年度))を参酌しながら、「第2次飯塚市教育施策の大綱」(2018年度(平成30年度)～2022年度(令和4年度))を策定しましたが、このたび、その計画期間が満了することから、「第3次飯塚市教育施策の大綱」を策定します。

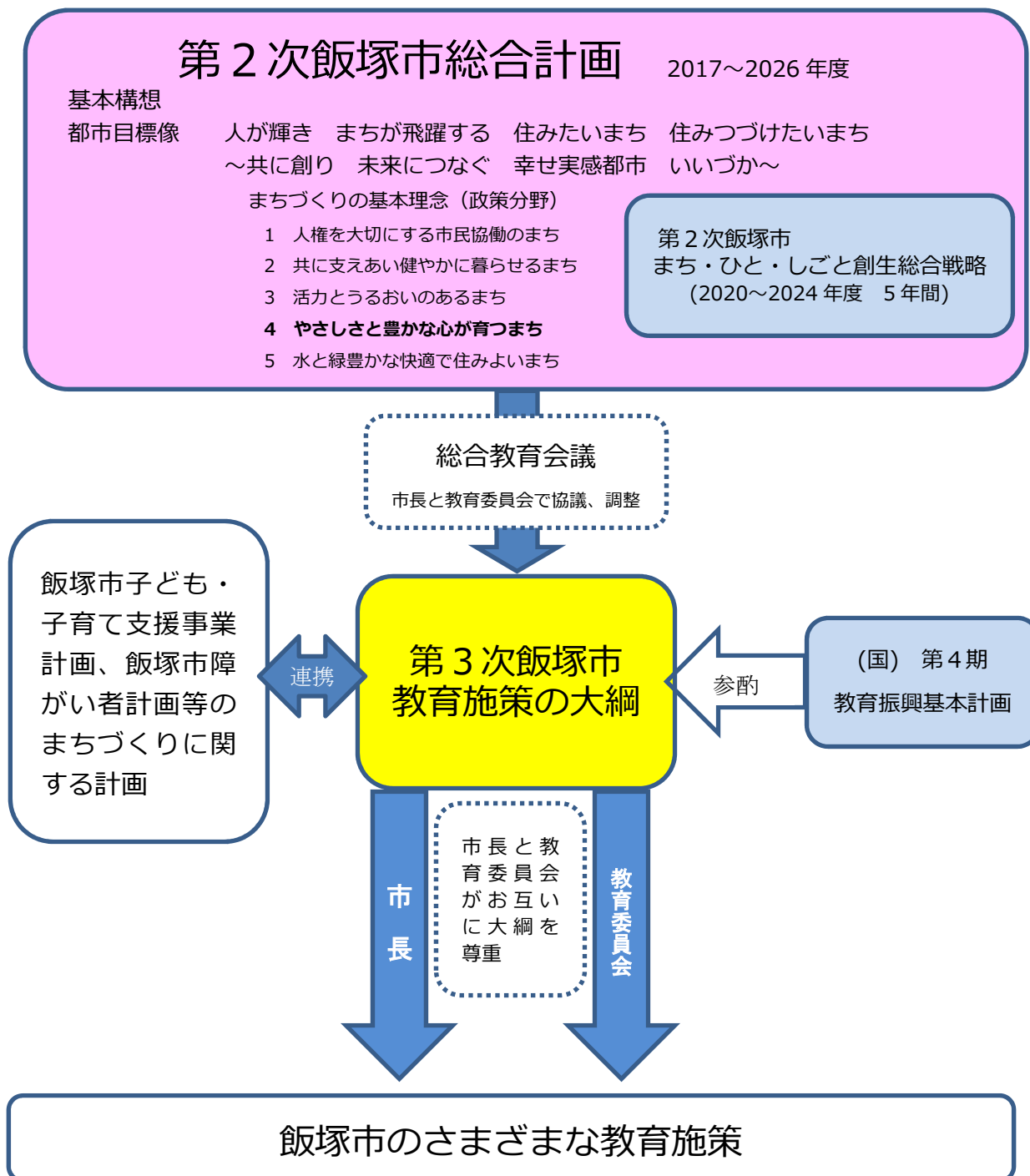
「第2次飯塚市総合計画」では『やさしさと豊かな心が育つまち』を基本理念の一つとして、学校や家庭、地域社会が共に協力して、子どもたちの豊かな感性や確かな学力の育成により生きる力を育むとともに、次代を担う人材の育成、また、あらゆる世代の人が様々な活動を通じて生きがいや交流の輪を広げ、やさしさと笑顔あふれるまちを目指しています。

本市は、このまちづくりの基本理念のもと、「第2次飯塚市教育施策の大綱」の基本的な考え方を引き継ぎ、かつ現在の社会情勢の変化を踏まえた教育に関する施策を展開するために「第3次飯塚市教育施策の大綱」を策定します。

2 大綱の位置づけ

この大綱は、本市の教育行政を推進するための基本指針となるものです。

大綱の策定に当たっては、最上位計画である「第2次飯塚市総合計画」に基づき、国の「第4期教育振興基本計画」を参酌しながら、本市における教育をより一層充実させるため、市長と教育委員会で構成する総合教育会議において、協議し策定しています。



3 大綱の対象期間

本大綱が対象とする期間は、2023年度(令和5年度)を始期、2027年度(令和9年度)を終期とする5年間としますが、国、県等の教育施策の新たな展開や今後の社会情勢の動向等を踏まえ、必要に応じて見直していくこととします。

項目／年度	2018 (H30)	2019 (R元)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)
飯塚市 教育施策の大綱	第2次 2018～2022 (H30～R4)					第3次 2023～2027 (R5～R9)				
飯塚市総合計画	第2次 2017～2026 (H29～R8)									第3次
(国) 教育振興基本計画	第3期 2018～2022 (H30～R4)					第4期 2023～2027 (R5～R9)				

4 「第2次飯塚市教育施策の大綱」策定以降の教育に関する国の方向性

本市の「第2次飯塚市教育施策の大綱」は、2018年度(平成30年度)から2022年度(令和4年度)の5年間を対象期間として取り組んできましたが、その間にも国においては、教育に対する新たな方向性が示されてきました。

1 第4期教育振興基本計画 文部科学省

教育振興基本計画は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、2008年(平成20年)以降5年ごとに策定されています。第4期計画は2023年度(令和5年度)を始期とした5年間を計画期間とし、2040年以降の社会を見据えた教育政策の基本的な方針を示しています。

第4期教育振興基本計画 R5年度～R9年度 (概要)

● 今後の教育政策に関する基本的な方針

1. グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

- ・主体的に社会の形成に参画、持続的社会的発展に寄与
- ・「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善、大学教育の質保証
- ・探求・STEAM教育、文理横断・文理融合教育等を推進
- ・グローバル化の中で留学等国际交流や大学等国际化、外国語教育の充実、SDGsの実現に貢献するESD等を推進
- ・リカレント教育を通じた高度人材育成

2. 誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

- ・子供が抱える困難が多様化・複雑化する中で、個別最適・協働的学びの一体的充実による多様な教育ニーズへの対応
- ・支援を必要とする子供の長所・強みに着目する視点の重視、地域社会の国際化への対応、多様性、公平・公正、包摂性(DE&I)ある共生社会の実現に向けた教育を推進
- ・組織の境界を越えた学び合い、風通しの良い組織形成を重視し、同調圧力への偏りから脱却

3. 地域や家庭で共に学び支えあう社会の実現に向けた教育の推進

- ・持続的な地域コミュニティの基盤形成に向けて、公民館等の社会教育施設の機能強化や社会教育人材の養成と活躍機会の拡充
- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進、家庭教育支援の充実による学校・家庭・地域の連携強化
- ・生涯学習を通じた自己実現、地域や社会への貢献等により、当事者として地域社会の担い手となる

4. 教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進

- ・DXに至る3段階(電子化→最適化→新たな価値(DX))において、当面第3段階を見据え、第1段階から第2段階への移行を着実に推進
- ・GIGAスクール構想、情報活用能力の育成、校務DXを通じた働き方改革、教師のICT活用指導力の向上等、DX人材の育成等を推進
- ・教育データの標準化、基盤的ツールの開発・活用、教育データの分析・利活用の推進
- ・デジタルの活用と併せてリアル(対面)活動も不可欠、学習場面等に応じた最適な組合せ

5. 計画の実効性確保のための基盤整備・対話

- ・指導体制・ICT環境等の整備、学校における働き方改革の更なる推進、経済的・地理的状況によらない学びの確保
- ・NPO・企業等多様な担い手との連携・協働、安全・安心で質の高い教育研究環境等の整備、児童生徒等の安全確保
- ・各関係団体・関係者(子供を含む)との対話を通じた計画の策定等

2 学習指導要領（2017年(平成29年)3月公示）文部科学省

全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、文部科学省では、学校教育法に基づき、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準を定めています。これを「学習指導要領」といいます。

「学習指導要領」は、大臣告示の形式で定められたのは昭和33年であり、それ以降、ほぼ10年毎に改訂されており、「幼稚園」が2018年度(平成30年度)から、「小学校」は2020年度(令和2年度)から、「中学校」は2021年度(令和3年度)から順次施行されています。

現行の学習指導要領では、子どもたちが急速に変化し予測不可能な未来社会において自立的に生き、社会の形成に参画するために求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視しています。

中央教育審議会の答申では次のように表現されています。

…学校を変化する社会の中に位置づけ、学校教育の中核となる教育課程について、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしながら、社会との連携・協働によりその実現を図っていくという「社会に開かれた教育課程」を目指すべき理念として位置付けることとしている。

(幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について/p1より引用)

学習指導要領 2018年度～(幼稚園から順次実施)

1. 基本的な考え方

- 子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成し、社会と連携する「社会に開かれた教育課程」の実施。
- 知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成。
- 道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成。

2. 知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」

- 「何ができるようになるか」を明確化
知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むため、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、全ての教科等を、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の三つの柱で再整理。
- 「これまでの教育実践の蓄積に基づく授業改善」
 - ・義務標準法の改正による指導体制の充実や業務改善などを一層推進。
 - ・教材・指導案などを集約・共有化し、研修や授業準備に提供するなど支援の充実。

3. 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立

- 教科等の目標や内容を見渡し、特に学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科等横断的な学習を充実する必要。また、「主体的・対話的で深い学び」の充実には単元など数コマ程度の授業のまとまりの中で、習得・活用・探求のバランスを工夫することが重要。
- 学校全体として、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントを確立。

『幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領等の改訂のポイント』より引用

5 「第2次飯塚市教育施策の大綱」主な成果と課題の整理

「第2次飯塚市教育施策の大綱」において、これまで推進してきた取組を振り返り、成果のあるものは継続した推進を図り、課題のあるものは見直しを行い、第3次大綱に反映させることが重要です。

ここでは、第2次大綱の主な成果と課題について整理します。

「第2次飯塚市教育施策の大綱」においては、平成30年度からの5年間を通じて教育の目指すべき姿として、基本理念及び次の4つの基本目標を掲げています。

【基本理念】 「本物志向・未来志向のひとづくりのために」

（基本目標1）『かしこく やさしく たくましい 子どもの育成』

未来を担う子どもたちの、知・徳・体にわたる「生きる力」の確実な育成を基盤に、21世紀を生き抜く力の育成を目指す。

（基本目標2）『いつでも どこでも だれでも 学べる環境づくり』

すべての人の人権が大切にされ、生きがいを感じるような学習施設の連携による生涯学習機会の創出や、それぞれの体力や年齢に応じて、気軽にスポーツに親しむことのできる環境づくりに努め、豊かで活力のある地域社会を目指す。

（基本目標3）『個性豊かな 新しい文化の創造』

本市の歴史、風土、自然、これまで育んできた文化や貴重な歴史的・文化的遺産を基盤とし、これらを次の世代へ大切に保存伝承するとともに、魅力あふれる文化の振興を図り、市民の主体的な文化・芸術活動を通じて個性豊かな 新しい文化の創造を目指す。

（基本目標4）『次代の飯塚市を担う ひとづくり』

社会を生き抜く力を備え、社会の変化や新たな価値を主導・創造するような人材、グローバル社会にあって先導的に活躍できる人材の育成を目指す。

【これまでの取組及び成果と課題】

4つの基本目標に基づく各施策の取組により、学校教育・社会教育の各分野において成果が表れていますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により今までにない環境の変化に直面した中で、デジタル化が急速に進んだ一方、主に対面を要する事業が実施できない状況が続きました。

学校教育においては、1人1台の端末環境が予定よりも早く整備され、ICT活用の充実が図られました。今後は課題として、適切な活用方法の検討とともに教職員のICT活用能力や指導力の向上も必要とされます。また、児童生徒の情報モラル教育の徹底等が求められます。

生涯学習(社会教育)においては、オンラインを活用した新たな方法で各種講座等を実施しました。今後は、より多くの方に参加してもらうために、オンラインと対面型の同時開催での実施など、様々な形での学習の在り方を検討する必要があります。

◆【主な成果】

○確かな学力の育成

- ・ICTの活用による効果的な学習を行っている。

○グローバルに活躍する人材の育成

- ・外国語の実践的な学習の充実が図られている。

○健やかな体の育成

- ・学校の健康教育の充実を図っている。
- ・食育の充実を図り、豊かな学校給食の推進を図っている。

○特別なニーズに対応した教育の推進

- ・特別な支援を要する児童・生徒に対し、障がいの状態、発達段階に応じたきめ細やかな指導や支援を行っている。
- ・支援が必要な外国人児童生徒に対し、きめ細やかな指導を行っている。

○学びのセーフティネットの構築

- ・できるだけ多くの広報を通じて、就学援助制度を周知している。

○豊かな心の育成

- ・不登校生への対応や特別支援教育に関わる相談等でスクールカウンセラー等の積極的な活用がされている。

○現代的・社会的な課題に対応した生涯学習等の推進

- ・読書習慣の意識づけや読書活動の向上が図られている。

○文化の振興・文化財の保護

- ・デジタルミュージアムの整備や企画展の開催等、文化財の活用や情報提供が図られている。

◆【主な課題】

○確かな学力の育成

- ・思考力、判断力、表現力を育む取組の充実を図る。
- ・ICTの活用による効果的な学習の更なる充実を図る。

○学校指導體制の整備

- ・持続可能な学校の指導・運営体制の構築に努める。

○学びのセーフティネットの構築

- ・教育機会の確保に努める。

○学社連携の推進

- ・地域と協働した学校運営の推進を図る。
- ・新しい部活動の在り方を検討する。

○現代的・社会的な課題に対応した生涯学習等の推進

- ・すべてのライフステージに向けた学びの機会の充実を図る。
- ・子どもの読書環境づくりの推進を図る。

○文化の振興・文化財の保護

- ・周辺環境との一体化を図りつつ、文化財の保存・整備・活用に努める。

○自分らしい生き方を求め実現していく教育の推進

- ・キャリア教育の更なる推進を図る。

6 第3次飯塚市教育施策の大綱 策定の考え方「基本理念」「基本目標」

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない(教育基本法第1条より引用)と掲げられています。

「第3次飯塚市教育施策の大綱」の策定に当たり、上記の目的のもとに、「第2次飯塚市総合計画」の方向性に沿って、本市の教育の「基本理念」「基本目標」を次のとおり定めます。

「第3次飯塚市教育施策の大綱」の基本理念と基本目標

基本理念

本物志向・未来志向のひとづくりのために

基本目標

- ・ かしこく やさしく たくましい 子どもの育成
- ・ いつでも どこでも だれでも 学べる環境づくり
- ・ 個性豊かな 新しい文化の創造
- ・ 次代の飯塚市を担う ひとづくり

【飯塚市の教育の基本理念】

「本物志向・未来志向のひとづくりのために」

本市では、「本物志向・未来志向のひとづくりのために」を基本理念とし、「本物」との出会いや体験を通して、自己や社会の「未来」を自らの力で前向きに創造していく子どもたちの育成を目指した取組を推進してきました。

今後は、超スマート社会(Society5.0)^(※注1)や、ウェルビーイング^(※注2)の実現に向けた急速な社会の変化を見据え、デジタルとリアルを融合したキャリア教育事業のさらなる推進や、子どもと保護者等がより安心・快適に読書ができるような環境づくりなど様々な施策に取り組んでいきます。

これらの取組を通して、子どもたちが「豊かな心・健やかな体・確かな学力」(生きる力)を培い、夢や希望をもって将来への展望を切り拓くキャリア形成に繋がるとともに、多様な人々との協働の中で新たな価値を創造できる、次代の飯塚市を担う人材の育成に繋がると考えます。これらのことから、本市の教育の基本理念を『本物志向・未来志向のひとづくりのために』とします。

【基本目標 1 の考え方】

- 学校教育においては、1人1台の端末環境が整備され、今後は整備したICT環境を効果的に活用することで、教育DX(デジタルトランスフォーメーション)^(※注3)を目指し、誰一人取り残すことなく、子どもたちの力を最大限に引き出すための「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実や教職員の働き方改革に向けた取組の充実が求められています。

また、知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成、学びに向かう力、人間性等の涵養のバランスを重視する取組の推進を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力の育成が求められます。

このことから、「第2次飯塚市総合計画」の方向性と「第4期教育振興基本計画」の基本的方針を踏まえ、引き続き「第2次飯塚市教育施策の大綱」と同じ「基本目標1」のもと施策を展開します。

〔基本目標1〕：「かしこく やさしく たくましい 子どもの育成」

未来の飯塚市を担う子どもたちの、知・徳・体 にわたる「生きる力」(確かな学力、豊かな心、健やかな体)の確実な育成を基盤に、21 世紀を生き抜く力(基礎力、思考力、実践力)の育成を目指します。

【基本目標2の考え方】

- 生涯学習(社会教育)においては、生涯をとおして様々な学びができるように、すべてのライフステージに向けた事業に取り組んでいますが、今後はさらに、あらゆる世代の多様化するニーズに合わせ、誰でも、いつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができる環境づくりが求められます。

このことから、「第2次飯塚市総合計画」の方向性と「第4期教育振興基本計画」の基本的方針を踏まえ、引き続き「第2次飯塚市教育施策の大綱」と同じ「基本目標2」のもと施策を展開します。

〔基本目標2〕：「いつでも どこでも だれでも 学べる環境づくり」

すべての人の人権が大切にされ、生きがいを感じるような学習施設の連携による生涯学習機会を創出し、学習を通して得た知識や経験を地域課題の解決やまちづくりに生かせる環境づくりを進めることで、豊かで活力のある地域社会を目指します。

【基本目標3の考え方】

- 文化振興においては、新たな情報発信手段としてデジタルミュージアムの整備を行い、市の文化財や収蔵資料などに触れる機会を提供することができました。今後も、「飯塚市文化振興マスタープラン」(第2次)に基づき、文化の担い手である市民の主体性を基本として、関係機関と連携し、文化芸術に親しむ機会の充実に取り組むことが求められます。

このことから、「第2次飯塚市総合計画」と「飯塚市文化振興マスタープラン」の方向性を踏まえ、引き続き「第2次飯塚市教育施策の大綱」と同じ「基本目標3」のもと施策を展開します。

〔基本目標 3〕：「個性豊かな 新しい文化の創造」

本市の歴史、風土、自然、これまで育んできた文化や貴重な歴史的・文化的遺産を基盤とし、これらを次の世代へ大切に保存伝承するとともに、魅力あふれる文化の振興を図り、市民の主体的な文化・芸術活動を通じて「個性豊かな新しい文化の創造」を目指します。

【基本目標 4 の考え方】

- 前述したこれらの目標を実現することによって、最終的にはこれからの変化の大きい時代において、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養い、多様な人々と協働しながら、グローバルな視点をもって活躍できる社会の担い手を育成することを目指します。

このことから、引き続き「第2次飯塚市教育施策の大綱」と同じ「基本目標 4」のもと施策を展開します。

〔基本目標 4〕：「次代の飯塚市を担う ひとづくり」

社会を生き抜く力を備え、社会の変化や新たな価値を主導・創造するような人材、グローバル社会にあって先導的に活躍できる人材の育成を目指します。

7 基本施策

「教育の基本目標」の達成に向け、次のような基本施策に取り組みます。

1 かしこく やさしく たくましい 子どもの育成

1-1 確かな学力の育成

① 学力の向上

確かな学力の基盤となる、基礎・基本の確実な定着と思考力・判断力・表現力の育成に努めます。

② ICTの活用による効果的な学習の推進

GIGAスクール構想(※注4)に基づき、ICTを活用した学習活動に取り組み、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に努めます。

1-2 豊かな心の育成

① 豊かな人間性の育成

教育活動全体を通して、コミュニケーション能力や協調性など、豊かな人間性を育む教育の充実に努めます。

② 人権教育の推進

児童生徒の発達段階に即し、学校の教育活動全体を通して同和問題をはじめとする様々な人権教育を充実させ、人権に関する知識や態度、実践力を身につける教育を推進します。

③ 生徒指導の充実

生徒指導の充実に努めるため、いじめ・不登校や問題行動等の未然防止と早期対応に努めるとともに、児童生徒の社会性や対人関係能力の育成を図るため、関係機関及び地域との連携を強化します。

④ 道徳教育の推進

答えが一つではない道徳的な課題を一人ひとりの児童生徒が自分自身の問題と捉え、向き合う、「考え議論する道徳教育」を推進します。

1-3 健やかな体の育成

① 体力の向上

外遊びや学校における体育学習等の充実に努め、子どもの運動・スポーツの習慣化を図り、体力向上のための教育活動を推進します。

② 学校給食の充実

学校給食における衛生管理の徹底や地産地消の推進等により、栄養バランスがとれた安全・安心な給食の提供に努めるとともに、献立内容の工夫・改善や給食指導の充実等により学校給食を通じた食育を推進します。

1-4 小中一貫教育の充実

① 小中一貫教育の充実

中学校区を単位として義務教育9年間を見通した小中一貫教育を充実させるため、一貫性と連続性のある学習指導や生徒指導を行うとともに、地域と連携しながら特色ある教育活動を展開します。

1-5 学校指導体制の整備

① 教員の資質能力の向上

幼児・児童・生徒の教育において直接の担い手である教員の効果的な研修及び支援体制の充実を図り、教員の資質能力の向上に努めます。

② 学校の指導体制の充実

複雑化・多様化する個々の課題に対応しつつ、社会に開かれた教育課程の実現等による質の高い教育の提供に向け、専門スタッフ等と連携するなど、学校における指導体制の充実を図ります。

③ 教職員の働き方改革の推進

健康でやりがいを持って働くことができるよう、持続可能な学校の指導・運営体制の構築に努めます。

1-6 幼児教育の充実

① 保幼小連携教育の充実

子ども達の発達や学びの連続性を保障するため、幼児期の教育と児童期の教育が円滑に接続し、体系的な教育が組織的に行われるよう、保育園・幼稚園と小学校との連携や研修の推進に努めます。

② 就学前教育の充実

家庭・地域社会と連携し、幼児教育の振興や子育てに関する学習機会の充実を図ります。

1-7 特別なニーズに対応した教育の推進

① 特別支援教育の充実

特別な支援を要する児童・生徒に対して、市の関係部署及び関係機関等との連携を図りながら、一人ひとりの障がいの状態、発達段階に応じたきめ細やかな指導や支援を行います。

② 外国人児童生徒等への支援

日本語能力が十分でない子どもたちが日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるよう外国人児童生徒等への教育支援の充実を図ります。

1-8 学びのセーフティネットの構築

① 就学援助等の充実

経済的な理由によって学びや進学の手続きが妨げられることのないよう、就学援助制度や返還免除型奨学金制度等の負担軽減策を実施することなどにより、子どもの学びを保障します。

② 教育機会の確保

教育支援センター等の充実を図り、多様な学びや支援の機会の確保に努めます。

1-9 青少年の健全育成

① 青少年交流事業・体験活動の充実

変化の激しい社会において、青少年が主体性をもって「社会を生き抜く力」を養っていきけるよう、多くの人々との関わりの中で充実感や達成感を味わえるような青少年の交流事業・体験活動の推進と充実及び居場所づくりに努めます。

② 青少年健全育成体制の強化

青少年関係団体と学校、家庭、地域が一体となった育成体制の強化を図るため、指導者の育成とともに、活動の主体となる青少年団体の育成に努めます。

1-10 安全・安心な教育環境の整備

① 学校危機管理の徹底

児童生徒への安全教育の充実と教職員の危機管理対応能力の向上を図るとともに、地域や関係機関・団体との連携を密にした安全確保対策を推進します。

② 学校施設の環境整備

将来的な人口減少による教育施設の需要や財政状況の変化等を踏まえ、今後老朽化が進む学校施設の大規模改造や改築については、ファシリティマネジメント(※注5)の視点を持ち、安心して学べる教育環境の計画的整備とともに、効果的・効率的な運用に努めます。

2 いつでも どこでも だれでも 学べる環境づくり

2-1 現代的・社会的な課題に対応した生涯学習等の推進

① 様々な学びの機会や情報提供の充実

社会教育施設をはじめ交流センターなどのあらゆる場所において、ライフステージに応じた学びの機会や情報の提供等により、学習意欲を喚起するとともに、地域と協働し、様々な事業の推進と充実を図ります。

② 自主的な学習活動の支援

学習者が自主的に学習できる機会を提供するとともに、学習効果や学習者同士の繋がりを地域に活かせるよう支援します。

③ 学習成果を還元する活動等の支援

学習成果を表現する機会を増やすことで学習意欲を高め、相互の連携・連鎖による地域の「連帯感」が強固となるよう支援します。

④ 社会教育施設の整備・運営

社会教育施設・設備の整備を図り、事業内容の工夫や改善等を行うことで、社会教育行政の発展と促進に努めます。

⑤ 読書活動の推進

本との出会い、読書の楽しさを伝えるため、図書館ボランティアと連携・協力して読書活動を推進します。

⑥ 子どもの読書環境づくりの推進

子どもと保護者が、一緒に安心して読書や読み聞かせ等ができ、楽しく本に触れ、感じたことを表現できる環境づくりを推進します。

2-2 学社連携の推進

① 地域とともにある学校づくりの推進

目指す子どもの姿を地域と学校が共有し、地域社会とつながる学校づくりに努めます。また、学校・家庭・地域・行政が一体となったコミュニティ・スクールを推進します。

② 地域の人材及び大学・団体等との連携の促進

授業や研修、補充学習における地域の人材及び大学・団体等の活用を推進します。

③ 教育施設の有効活用による学びの場の創造

教育施設においては、ファシリティマネジメント(※注5)の視点をもってあらゆる世代における学びの場としての活用を図りながら、身近な地域の知の拠点施設としての機能を果たしていきます。

④ 部活動の適切な運営体制の整備

将来にわたり子ども達がスポーツに親しむことができる機会を確保できるよう、学校と地域が共に生徒を育てるといった視点に立った、新しい部活動の在り方を検討し推進します。

2-3 生涯スポーツの推進

① スポーツに親しめる機会の充実

子どもから高齢者までが心身ともに健康で明るく生活できるよう、市の関係部署及び関係機関等と連携を図りながら、スポーツ活動を推進する体制の強化を図るとともに、多様なスポーツが楽しめる環境づくりを推進します。

3 個性豊かな 新しい文化の創造

3-1 文化の振興・文化財の保護

① 文化の振興

飯塚市文化振興マスタープランの基本理念である「個性豊かな新しい文化の創造」の実現に向けて、文化芸術活動の充実を図ります。

② 文化財保護の普及啓発

歴史と伝統に培われた貴重な文化資源を永く後世に伝えるため、文化財保護活動の充実や情報提供等、文化財に対する理解を深める施策を推進します。

③ 文化財の保存・継承・活用

文化財の保存・整備・活用を図るとともに、地域の文化や特色を伝承する民俗芸能の保存・継承・活用に努めます。

4 次代の飯塚市を担う ひとづくり

4-1 自分らしい生き方を求め実現していく教育の推進

① キャリア教育の推進

子どもたちが将来を豊かに生きていけるよう一人ひとりのキャリア発達を支援し、自分の意思で進路を選択して、将来設計を行い、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度や能力を育てるキャリア教育を推進します。

4-2 グローバルに活躍する人材の育成

① 多文化共生の推進

文化の多様性について一人ひとりが互いに理解を深め、多文化共生社会に対応した国際感覚豊かな人材の育成を図ります。

② 国際交流事業の推進

姉妹都市サニーバール市(米国)との交流事業をはじめとした国際交流事業を推進し、国際的に活躍できるグローバル人材の育成を図ります。

③ 英語をはじめとした外国語教育の推進

外国語でコミュニケーションを図る素質・能力を育成するため、英語力などの実践的な学習の充実を推進します。

4-3 イノベーションを牽引する人材の育成

① 優れた才能・個性を伸ばす教育の推進

創造性を育む教育を通じて、優れた素質を持つ児童生徒の才能を伸ばす取組を推進するため、学校における主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を促進します。

② 情報を読み解く力・活用する力の育成

初等中等教育におけるプログラミング的思考を含む情報活用能力の育成に向け、大学・企業と連携した体験的活動等の実施や指導体制の充実を図り、情報教育の充実を推進します。

- ※注1 超スマート社会 (Society5.0) :サイバー(仮想)空間とフィジカル(現実)空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する「人間中心の社会」。狩猟社会を「Society1.0」、農耕社会を「Society2.0」、工業社会を「Society3.0」、情報社会を「Society4.0」と定義し、現在は情報社会 (Society 4.0)。「Society5.0」は、その次の社会の在り方として提唱されている。
- ※注2 ウェルビーイング：一人ひとりの多様な幸せであるとともに社会全体の幸せであるという概念。
- ※注3 DX (デジタルトランスフォーメーション) :デジタル技術を活用して、新たなビジネスや社会、生活の形・スタイルを創出・柔軟に改変すること。
- ※注4 GIGA スクール構想：1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現させる施策。
- ※注5 ファシリティマネジメント：施設・設備等の財産を経営資産と捉え、経営的視点に基づき、総合的かつ長期に及ぶ観点から、最適な状態（最小のコストで最大の効用を得る状態）で、管理、活用するための総合的な管理手法のこと。



第3次 飯塚市 教育施策の大綱

令和5年2月

編集・発行

飯塚市 行政経営部 総合政策課

飯塚市教育委員会 教育部 教育総務課